

みぞのくち保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	社会福祉法人大慈会
所 在 地	川崎市多摩区堰3丁目11番13号
電 話 番 号	044-811-0436
代 表 者 職 氏 名	理事長 粕賀 廣洋

2 施設概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	みぞのくち保育園
施 設 の 所 在 地	川崎市高津区溝口4-19-2
電 話 番 号	044-811-5081
施 設 長	鈴木佳江
受 入 年 齢	生後5ヶ月～小学校就学前
利 用 定 員	0歳児 9人 1・2歳児 39人 3歳児以上児 72人
開 設 年 月 日	平成28年4月1日民営化 ※平成14年4月1日公設民営園として開設

3 施設の目的及び運営の方針

みぞのくち保育園（以下「当園」という。）は、児童福祉法第39条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 設備の概要

(1) 園舎等の概要

敷 地 面 積	1255.5㎡
園 舎 の 構 造 ・ 規 模	鉄骨造2階建て
園 舎 面 積	887.83㎡
園 庭 面 積	300㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
0 歳 児 室	1室	53.04㎡	
1 歳 児 室	1室	62.70㎡	
2 歳 児 室	1室	53.28㎡	
3 歳 児 室	1室	51.94㎡	
4 歳 児 室	1室	67.10㎡	
5 歳 児 室	1室	67.10㎡	
遊 戯 室 (ホ ール)	1室	93.89㎡	
医 務 室 兼 事 務 室	1室	29.30㎡	
調 理 室	1室	43.50㎡	

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1人	園務の統括
主任保育士	2人	保育の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援
副主任保育士	2人	保育の統括、主任業務補佐
保育士	18人	保育業務
看護師	1人	保育業務、健康管理業務
栄養士	2人	栄養管理、献立作成、給食調理
調理員	1人	給食調理
事務員	1人	事務

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休園となります。

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時から18時の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「慣らし保育」がありますので、ご協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料及び補食代が必要となります。）

(2) 保育短時間認定を受けた児童の場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「慣らし保育」がありますので、ご協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から19時（又は20時）までの範囲内で、時間外保育を提供します。（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります。18時以降に利用にあたっては別途時間外保育料及び補食代が必要となります。）

7 登園可能時間

原則として登園は午前11時までとします。以下の理由により午前11時以降の受け入れはできません。

- (1) 主たる保育活動に影響が出るため
- (2) 子どもの情緒の安定を図り、スムーズに園生活に入るため

8 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

(2) 3歳以上児への主食・副食の提供

3歳以上児に対しても、別途主食代・副食代を受領し、主食・副食の提供を行います。

(3) 事業の実施

地域子育て支援センター事業、ふれあい子育てサポート事業

一時預かり事業、障害児保育事業、地域型保育所との連携事業を行います。

9 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。3歳児から5歳児クラスについては、幼児教育無償化に伴ない、お支払いの必要はございません。
- (2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等
- (1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用をご負担いただきます。
お支払方法は、別途お知らせします。

10 利用の開始及び終了に関する事項

- (1) 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。
- (2) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	廣津医院
医師名	廣津 伸夫
所在地	神奈川県川崎市高津区久本3-6-1 パークシティ溝の口A棟2F
電話番号	044-822-1933

(2) 歯科

医療機関の名称	久地歯科医院
医師名	田川 義展
所在地	神奈川県川崎市多摩区堰3-7-13-2F
電話番号	044-811-9441

(3) 耳鼻科

医療機関の名称	鈴木耳鼻咽喉科
医師名	鈴木 毅
所在地	神奈川県川崎市麻生区上麻生5-38-5
電話番号	044-988-2590

12 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

受診医療機関①	医療機関名：廣津医院 診療科：小児科 所在地：神奈川県川崎市高津区久本3-6-1 パークシティ溝の口A棟2F 電話番号：044-822-1933
受診医療機関②	医療機関名：帝京大学医学部附属溝口病院 診療科：小児科 所在地：神奈川県川崎市高津区二子5-1-1 電話番号：044-844-3333

1.3 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。			
避難・備蓄用品	・避難用リュック	有	・備蓄米・食糧	有
	・ミネラルウォーター	有	・懐中電灯	有
	・非常用電源	有	・毛布	有
緊急時の伝言方法	・緊急時災害用伝言ダイヤル ・情報共有サービス kidsly (園からのお知らせ機能) を利用し、連絡・状況報告をします。			
避難場所	高津小学校 (川崎市高津区溝口4-19-2)			

1.4 虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

1.5 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付担当者 主任 池田 麻衣子 ・苦情解決責任者 園長 鈴木 佳江 ・保護者会 苦情・要望等のご相談は、直接又はお電話にて担当者までご申し出ください。また、ご意見箱もご利用ください。		
第三者委員	近藤 義晴	電話番号	044-333-0505
		役職・肩書等	川崎市保育会評議員

1.6 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター 児童災害共済
保険の内容	負傷等医療費5千円以上の物;医療保険並みの療養に要する費用の額の4/10 その他日本スポーツ振興センターの児童災害共済給付制度規定による金額

1.7 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項・制限事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車での送迎をご遠慮ください。 ・当園では、川崎市健康管理委員会の承認がない限り、投棄は行いません。 ・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止め下さい。
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和 3年 2月 9日

保育園名：みぞのくち保育園

説明者職氏名：園長 鈴木佳江

私は、本書面に基づき、重要事項の説明を受け、あらかじめ、みぞのくち保育園の特定教育・保育の提供の開始について、同意しました。

令和 3年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童氏名：

児童から見た続柄：

別表

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
延長保育料	延長保育に要する費用の一部 をご負担いただくもの	利用する延長保育時間 30分につき 月額1,000円 但し、被保護世帯及び市民税非課税世帯は免除
補食代	延長保育時に提供する補食代を 実費でご負担いただくもの	月額1,500円(補食の場合) 月額2,500円(夕食の一部の場合)
主食代	3歳児クラス以上の児童に提供 する主食代を実費でご負担いた だくもの	月額1,500円
副食代	3歳児クラス以上の児童に提供 する副食代を実費でご負担いた だくもの	月額4,500円 但し、被保護世帯及び市民税非課税世帯及び年 収360万円未満相当世帯は免除
保育教材費代 <実費徴収>	年齢児毎に保育教材として使用 するもの。 ・課外保育にて、係る費用、移 動の際の交通費、宿泊費、利 用料など)	<ul style="list-style-type: none"> *年長児お泊り保育費用 実費 *年長児サッカー大会交通費 バス代 実費 *年中長児課外保育費用 実費 *年長児卒園遠足代 交通費、入園代 実費(行先により変動) *個人教材 都度実費 はさみ、のり、帽子など年齢により必要な 教材 また、家庭で用意できるものは持参可 *写真代 実費(希望者のみ) <p>※業者や施設に払う実費徴収としています。 ※価格は変動する場合があります。</p>

個人情報保護に関する承諾書

特定教育・保育の提供に際して、利用児童及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用することを承諾します。
また、以下の約束事項を遵守することを前提とし、園保有の園児名簿や写真データ(園児の作品含む)を保護者会に提供することを承諾します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・園での生活や行事を撮影した写真(動画)を園だより、園のホームページ、また園内の掲示板に掲示すること。
- ・外部委託した写真販売業者(ユニファ株式会社ルクミー事務局)による写真撮影・インターネット掲載・販売について。
 - *写真については家庭で鑑賞する目的以外の使用(SNSなどインターネット上での使用)を禁じます。
 - *原則として園や写真販売業者より写真データを渡すことは出来ません。
- ・卒園アルバム作成のため保護者会卒園準備委員もしくは、卒園準備委員が選定した卒園アルバム作成業者へ園が保有する卒園児の子どもたちが写った写真データ(園児の作品含む)を提供すること。
- ・必要に応じ保護者会役員会へ園の保有する園児名簿を提供すること。

《約束事項》

- *園より提供された写真データは、卒園アルバム作成以外の目的では使用はしない。
- *園より提供された写真データは、卒園アルバム制作担当者以外への提供をしない。
- *園より提供された園児名簿は、保護者会役員以外への提供をしない。また届け出た使用目的以外では使用しない。
- *園より提供された写真データ、園児名簿については受領者の氏名、使用目的等を書面で届け出、園は一定期間保存する。

みぞのくち保育園 園長 鈴木 佳江 様

令和 3年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童氏名：

児童から見た続柄：